

平成30年度第1回

小金井市環境審議会会議録

## 平成30年度第1回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 平成30年5月30日(水)
- 2 時間 午後2時から4時まで
- 3 場所 小金井市商工会館2階大会議室
- 4 議題 ア 前回の会議録について
- 5 報告事項 ア 大気質調査について  
イ ダイオキシン類調査について  
ウ 自動車騒音常時監視調査結果について  
エ 道路交通騒音・振動の要請限度調査  
オ 平成30年度小金井市環境賞について
- 6 次回審議会の日程について
- 7 その他
- 8 出席者 (1) 審議会委員  
会 長 福士 正博  
副会長 池上 貴志  
委 員 小柳 知代、鴨下 敏明  
鈴木由美子、小野 郁夫  
石田 潤、原田 隆司  
羽田野 勉  
(2) 事務局員  
環境部長 柿崎 健一  
環境政策課長 平野 純也  
環境係長 眞柴 英明  
環境係専任主査 荻原 博  
環境係主事 藤原 良市  
環境係 阪本 晴子

## 平成30年度第1回小金井市環境審議会会議録

平野課長            それでは、定刻になりましたので、まだ来られていない委員の方もいらっしゃるようなんですが、平成30年度第1回小金井市環境審議会を開催させていただきます。私は、環境政策課長の平野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

開会に先立ちまして、事務局より1点事務連絡を申し上げます。本審議会は、毎回会議録の作成のためにICレコーダーでの録音をさせていただきます。つきましては、ご発言の際には、ご面倒ですが、ご自身のお名前をおっしゃっていただいてからご発言をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、新委員就任後初の審議会の開催となりますので、委嘱状の交付をさせていただくところですが、本日は市長が他の公務のために出席ができないために、事前に机上で配付させていただきました委嘱状で交付とさせていただきますことを、よろしくお願いいたします。

それでは、会に先立ちまして、環境部長の柿崎よりご挨拶させていただきます。

柿崎部長            小金井市の環境部長の柿崎と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、また、先ほど来るときにもうちょっと雨が降り出したようなんですが、小金井市の環境審議会をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。ただいま、机上ですが、皆様に委嘱状の交付をさせていただきました。環境審議会の委員の皆様におかれましては、本市の環境審議会委員にご就任をいただきまして誠にありがとうございます。今後、約2年間となりますけれども、よろしくお願いいたします。

初めに、同じ環境部の中で、本市の最重要課題と言われておりますごみ問題につきまして、1点、ご報告がございます。皆様ご存じかとは思いますが、平成27年度に、日野市と国分寺市と小金井市、この3市で、浅川清流環境組合という一部事務組合を設立させていた

だきまして、平成32年の4月からの本格稼働を目指して、現在、工事を着々と進めているところでございます。こちらの工事につきましては、日野市内で建設を行っているところもありますので、我々としたしましては、日野市の皆様方にはご理解とご協力に感謝をしつつ、小金井市として与えられた役割を真摯に対応させていただいているところでございます。

また、新施設が平成32年の4月ということですので、その間は、現在と同じように、引き続き多摩地域の皆様から広域支援という形で燃やすごみの焼却をお願いしているところでございますので、市民の方、または事業者の皆様には、引き続きごみの減量をお願いしたいと思っているところでございます。

また一方で、小金井市は、全国の人口10万人から50万人の市町村において、1人1日当たりのごみの排出量が、実は全国で一番少ない市となっております。また、リサイクル率も、岡山県の倉敷市について2位ということで、この間、市民の方、それから事業者の方、それぞれの立場でごみの減量に取り組んでいただいているということの成果でもありますし、我々としても感謝をしているところでございまして、この場をおかりいたしまして、心より御礼を申し上げます。

さて、小金井市は、国分寺崖線や野川・多摩川上水に象徴される緑や水、広大な小金井公園や野川公園などの恵まれた自然環境があり、雨水浸透施設の設置率もかなり高い水準にあるなど、市民の皆様方のご協力のもと、良好で快適な環境が実現できているものと考えております。今後につきましても、さまざまな課題に全力で取り組みながら、緑があふれ、環境にやさしいまち、小金井の実現を目指してまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますけれども、市民の方々には、小金井の魅力は何ですかと、先日も市民の方にそういったことでアンケート調査をとったところ、大半の方は、このすばらしい自然環境ですとお答えいただいております。小金井は、水、緑、桜の3つを大事にしてきたまちですので、これからも皆様方と力をあわせて、小金井のすばらしい自然環境を将来世代に継承していきたいと考えておりますので、委員の皆様

おかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、何とぞよろしくお  
願い申し上げ、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます  
。本日は、よろしくお願いいたします。

平野課長       ありがとうございます。続きまして、本日初めてという方も、皆  
さん、多いかと思imasるので、委員の皆様お一人ずつに自己紹介をお  
願ひしたいと思っております。

それでは、大変恐れ入りますが、羽田野委員から、反時計回りで  
お願ひいたします。

羽田野委員    公募委員の羽田野勉といひます。よろしくお願ひいたします。3月  
まで、保健関係の策定委員会の委員をやつていまして、それがちよう  
ど終わったところで、今度はこちらに、また公募で応募しました。よ  
ろしくお願ひいたします。

原田委員       公募委員の原田と申します。よろしくお願ひいたします。小金井市  
には、28年前に引越してきまして、最初、多分、今ごろだったと  
思ふんですが、カッコウが鳴いているのにびっくりしまして、ああ、  
いいまちに来たなと思ひました。その後、仕事が忙しかつたようなこ  
ともあつて、都心から寝て帰るだけという生活だったので、カッコウ  
の声というのをすっかり忘れていたんですが、4年前にリタイアしま  
したら、また聞こえ始めたんです。今年もよく鳴いていました。

そういうことで、そういう自然の環境というのは、意識しないとつ  
い忘れちゃうというようなことがあるのかなと思ひますので、そうい  
うことも踏まえて、この審議会で学んだり議論したりしていきたく  
と思ひます。よろしくお願ひいたします。

石田委員       同じく公募で応募しました石田と申します。私、実は前にやつて  
いたことが、3期ほどありました。3期なつたので一旦やめたんですけ  
ど、今回もまた公募されていたので、また2度目ということで、いい  
のかどうか自分自身にも疑問があつたんですけれど、お力になればと思  
つて、再度チャレンジしました。よろしくお願ひします。

小野委員       貫井南町に住む小野と申します。この会議は2期目になります。最  
近、体調がすぐれなく、先行き不透明なんですけれども、頑張ります  
ので、ひとつよろしくお願ひいたします。

鈴木委員       鈴木由美子と申します。よろしくお願ひいたします。大昔から小金

井市に住んでいて農業をやっています。今は、小金井の貫井に住んで、体験型貸し農園というのをやっています。それで、ちょっと環境とか緑とか水に少し興味があるので、ぜひこの機会に、何かいいアイデアとか、そんなのが出てきたらいいなと思っています。よろしくお願いいたします。

鴨下委員 鴨下敏明といいます。私は、商工会という集まりがあるんですけど、そこの理事をやっています、そこからの推薦で参加させていただいております。前回も出ましたので2期目になると思いますけれども、商工会は商業と工業、あとは商店街とかいろいろありますので、その辺の話が少しでもできればいいかなと思います。よろしくお願いいたします。

福士委員 福士と申します。隣の国分寺に東京経済大学という大学がございすけれども、そちらの経済学部で環境経済学を学生に教えております。住まいは中町3丁目というところで、歩いてここから10分ぐらいでしょうか。趣味がジョギングなものですから、毎日小金井公園であるとか公園であるとか、この辺を汚い格好で走っていますので、見つけたときには気軽に声をかけていただければと思います。よろしくお願いいたします。

池上委員 東京農工大学の池上と申します。都市環境工学で学位を取りまして、その後、国立環境研究所と東京大学の生産技術研究所を経まして、4年前に東京農工大学の小金井キャンパスのほうに着任いたしました。その着任当初は、小金井の本町のほうに1年ちょっと住んでいたんですけども、現在は引っ越して府中におりますが、小金井市に役立てるようと思っています。

現在は、特にエネルギーシステムの研究をしております、再生可能エネルギーをこれからたくさん普及させていきたいと。そのときに、もっと再生可能エネルギーが普及するようなエネルギーの賢い使い方を考えようというような研究をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

小柳委員 東京学芸大学の小柳と申します。よろしくお願いいたします。学芸大学の環境教育研究センターというところに所属しています。専門は、景観生態学、個人生態学とか生態学の分野なんですけれども、里山の生

物多様性保全だったり生態系管理に関する研究をしています。住まいは千葉のほうで、学芸大に来てからちょうど5年目に入るところなんですけれども、この会を通していろいろ小金井市について勉強していきたいと思っています。よろしく願いいたします。

平野課長 ありがとうございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきたいと思います。

柿崎部長 改めまして、環境部長の柿崎と申します。よろしく願いいたします。

平野課長 改めまして、環境政策課長の平野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

眞柴係長 環境政策課環境係長の眞柴と申します。よろしく願いいたします。

荻原主査 環境係の荻原と申します。よろしく願いいたします。

藤原主事 環境政策課主事の藤原と申します。よろしく願いいたします。

阪本環境係 環境係非常勤の阪本と申します。よろしく願いいたします。

平野課長 それでは、これから審議を進めていくに当たりまして、小金井市環境基本条例施行規則第2条第2項の規定に基づきまして、議事を取り仕切っていただきます会長及び副会長を互選にてお決めいただきたいと思います。なお、会長職は、慣例では、毎回学識経験者の方にお願いさせていただきます。

まず、会長の互選につきまして、どなたか立候補していただける方、いらっしゃいましたら、もしくは推薦していただける方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

福士委員 立候補します。

平野課長 ありがとうございます。ただいま、福士先生のほうから立候補がございました。ほか、よろしければ、福士先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

( 拍 手 )

平野課長 それでは、会長は福士委員にお願いすることと決定いたします。

それでは、私の役目はここで終了させていただきます。会長となられました福士委員には、一言ご挨拶をいただいて、議事を進行していただきたいと思います。福士委員、会長席へお願いいたします。

福士会長 それでは、改めまして、ご挨拶をさせていただきます。先ほど申し

ましたように、福士と申します。東京経済大学で経済学部の教員で、環境経済学と申しますか、特にこの一、二年は地球の温暖化の問題を学生にいろんなアプローチで話をしているというものでございます。

実は、先ほど紹介では述べませんでしたけれども、今から何年前でしょうか、数年前に1度、この環境審議会の委員をさせていただいております、そのとき、私の記憶では、特に温暖化の問題を中心に、そのときの委員の方と活発な議論をしていたんじゃないかなというふうに記憶をしております。その経験があったものですから、先ほど、慣例で学識経験者の中から互選をするというような、そういうことになっているようですので、実はそちらにいらっしゃる2人の方と相談をしまして、こういうことであんまり時間をとりたくないの、ちょっとしゃしゃり出るよう申しわけないんですけども、立候補させていただきました。皆さんにご迷惑をしばらくおかけするかなと思いますけれども、何せ大事な小金井市の、いろんな意味での環境を守っていくということが大事な会議体ですので、活発な議論をいただいて、いろんな意味でお役に立てればいいかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、私が今、会長にさせていただくということで決めていただきましたけれども、私が何か事故があったときとかいうようなことが可能性としてございますので、この会を、私を補佐していただく副会長の方というのを決めなければいけないということのようです。どなたか立候補する方、あるいはこの方がいいんじゃないかなということで推薦をしていただくことがございましたら挙手をお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

池上委員  
福士会長

それでは、立候補させていただきます。

よろしいでしょうか。池上委員から、今、手が挙がりましたけれども、ほかにどなたか副会長にということはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、池上委員に副会長でということをお願いしたいと思いますが、ご異存はありませんか。

( 拍 手 )

福士会長

それでは、よろしく願いいたします。

では、池上さん、一言よろしいですか。

池上副会長 会長の事故がないようにと願っておりますけれども、僭越ですが、副会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

福士会長 じゃ、よろしくお願いいたします。

それでは、これから議題に入っていきたいと思っておりますけれども、事務局のほうから、本日配付の資料のご確認をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

眞柴係長 本日の資料は、本日机上に配付させていただいておりますA4、1枚の次第、それと小金井市環境基本条例の抜粋、次第に記載されております事前に郵送させていただいた資料1から資料10までの合計12点になってございます。お手元に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

福士会長 どうでしょうか。資料に不足があるという方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

眞柴係長 そうしましたら、配付資料の確認は以上になります。

福士会長 それでは、今日が今年度の初めての環境審議会ということになりますので、最初に、小金井市の環境政策の現状についてということで、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

眞柴係長 環境係長です。それでは、本市の環境政策の現状につきまして、私のほうからご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、本題の前に、小金井市の会議の原則及び小金井市環境審議会の役割についてご説明させていただきます。小金井市の会議の原則についてでございます。

小金井市の審議会の会議につきましては、全て基本的には傍聴などを認める公開の原則というものののっとり開催しております。会議の開催中に傍聴の方が見えられた場合は、傍聴席のほうで皆様にお配りさせていただいている資料と同様のものをごらんいただきながら会議を傍聴していただく形になります。

それから、会議の結果につきましては、会議録を作成いたしまして、ホームページや行政資料室での公開というものを行うこととなっております。公開するに当たりましては、委員の皆様のご発言にお間違いがないか、ご本人にご確認をさせていただきまして、次回開催の

会議のときに、その会議録で公開することにご異議がないかというご了承いただき、公開することとなっております。ご了承いただければと思います。

次に、小金井市環境審議会の法的位置づけ及びその役割についてご説明させていただきます。

お手元にお配りさせていただいておりますA4、1枚ものの小金井市環境基本条例の抜粋をごらんください。

環境審議会は、環境基本法で市町村がその条例により設置することができることと定められております。その法律に基づく形で、小金井市環境基本条例第26条に基づき、市の環境の保全等に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として小金井市環境審議会が設置されております。その役割は、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること、環境の保全等の施策に関すること、そのほか環境の保全等に関する重要な事項について調査審議することとされており、それ以外にも、環境の保全等に関する重要な事項について市長に意見を述べることができることとされております。

具体的に申し上げますと、こちら、資料1の第2次小金井市環境基本計画の78ページをごらんください。環境審議会は図にあるとおり、小金井市環境市民会議、環境基本計画推進本部とともに、環境基本計画の推進にかかわる主体となっております。現在の第2次小金井市環境基本計画は、平成27年度から平成32年度までの6年間の計画となっております。来年度の平成31年度からは平成33年度からの第3次小金井市環境基本計画の策定に向けて動き出しますので、皆様には計画策定にかかわっていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、お手元の資料5ですね。小金井市地球温暖化対策地域推進計画の55ページをごらんください。こちらにありますとおり、環境審議会は地球温暖化対策地域推進計画の点検評価を行う役割もごございます。

それでは、引き続きまして、本市の環境政策の現状につきまして、本日は本市の環境政策にかかわる計画部分を中心にご説明させていただきます。

まず、この環境審議会と一番密接な関係がある第2次小金井市環境基本計画の概要をご説明させていただきます。こちら、資料1をごらんください。

第2次小金井市環境基本計画は、先ほども述べましたとおり、平成27年度から平成32年度までの6年間で、小金井市が環境基本条例の基本理念実現のために、どのような施策に取り組んでいくかということについて書かれている計画でございます。大きく分けまして8つの基本目標及び5つの重点取り組みから構成されております。

資料1の37ページをごらんいただきますと、第4章の取組の展開、4-1取組の体系でございますが、こちらに8つの基本目標及び5つの重点的取り組みが掲げられております。基本目標として、目標1、意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる、目標2、緑を守り育てる、目標3、地下水・湧水・河川の水循環を回復する、目標4、自然環境を一体的に保全する、目標5、公害を未然に防止する、目標6、小金井らしい景観をつくる、目標7、ごみを出さない暮らしとまちをつくる、目標8、地域から地球環境を保全する、以上の8つを掲げており、40ページからは、基本目標に対する基本施策と取組方針を、42ページからは具体的な取組内容について記載してございます。

37ページにお戻りください。続きまして、8つの基本目標を複数の視点から効果的に達成するために重点的に実施していく取組として、テーマ1、計画推進のネットワークを拡大する、テーマ2、環境を意識した行動を全市に展開する、テーマ3、低炭素のまちづくりを推進する、テーマ4、多様な生物と共生できる自然環境を保全・回復・再生する、テーマ5、ごみを発生させない社会づくりを推進するの5つが掲げられており、73ページから、それぞれの取組概要について記載してございます。こちらの環境基本計画に関連いたしまして、資料4をごらんいただきたいんですけども、こちら、小金井市環境行動指針というものがございます。こちらにつきましては、市民、事業者、市がそれぞれどのような行動をとるべきかというものを示したものになってございます。

次に、資料2をごらんください。小金井市環境報告書、平成28年度版につきまして概要をご説明させていただきます。こちらは、環境

の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするために、市が毎年度作成しているものです。環境啓発のための各種事業の実施状況、環境基本計画に基づいて各部署が行っている具体的な事業実施状況、市が毎年実施している内部環境監査の結果及び市内における生活型公害を主とした公害発生状況及び大気、水質などの測定結果などが記載されてございます。次回の審議会におきましては、平成29年度版のものについてご審議をしていただく予定になっております。

続きまして、小金井市地球温暖化対策地域推進計画改訂版の概要につきましてご説明させていただきます。資料5をごらんください。

こちらは、平成22年3月に策定されたもので、その後、東日本大震災による国レベルでのエネルギー施策の転換等を踏まえる形で、平成27年3月に改訂を行ったものでございます。第2次小金井市環境基本計画の基本目標の1つである、地域から地球環境を保全する、に示されている考えを基本方針とする地球温暖化対策分野を集約した計画となっております。

資料5の8ページをごらんください。計画で掲げる目標といたしましては、二酸化炭素排出量の削減目標を27%とし、平成32年度までに市のエネルギー消費量を平成18年度比で14%削減するということを目指しております。そして、そのための市民、事業者、教育研究機関、市の主体的取組について30ページから記載してございます。

また、40ページから、計画を推進する上で重点的に取り組む6つの対策を示してございます。6つの重点対策といたしましては、40ページから順に記載してございますのでごらんください。

6つのところを簡単に言いますと、41ページに家庭の省エネルギー徹底促進、42ページに太陽光発電機器の導入促進、43ページに教育研究機関と連携した省エネルギー促進、44ページに自動車に依存しないまちづくり、45ページに自動車による二酸化炭素排出量の削減を目指す、47ページに緑化推進、以上の6項目を掲げております。

それから、地球温暖化対策地域推進計画に関連いたしまして、資料3の、こちら、紙ベースのものなんですけれども、第3期小金井市地

地球温暖化対策実行計画（市役所版）というものがございます。地球温暖化対策地域推進計画は、小金井市の全域での温室効果ガスの削減計画であるのに対して、こちらの市役所版は、市の事業から出る温室効果ガスをどういったことで削減させていくかということを取り決めた計画となっております。地球温暖化対策推進計画では、二酸化炭素排出量の削減目標を27%とし、平成32年度までに市のエネルギー消費量を平成18年度比で14%削減することを目指していくことから、市役所版につきましても、これと歩調を合わせる形で、平成32年度までに市施設におけるエネルギー消費量を平成18年度比で14%削減することを目指している計画となっております。

最後になりますが、本市の環境政策の現状につきまして、簡単ではございますが、ご説明させていただきます。

環境政策課では、行政のみで事業を展開しているだけではなく、市民や事業者の皆様と協働を図りながら、日々業務に当たっております。先ほどもご説明させていただきましたが、具体例を申し上げますと、資料2の小金井市環境報告書平成28年度版の第2章の8ページにも記載しているんですが、環境講座、環境フォーラム、環境施設見学、クリーン野川作戦の環境啓発事業につきまして、平成28年度は、市民の代表でもある環境市民会議と連携を図って事業を展開いたしました。また、生活型公害として市民から相談が急増している飼い主のいない猫対策については、飼い主のいない猫対策要綱、飼い主のいない猫の地域猫活動ガイドラインを制定し、地域住民、市民ボランティアと協働により、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術や捕獲作業の支援、トイレの作り方の指導などを行っております。

市内における市民や事業者の皆様のお力をおかりすることで、本市の環境政策はより一層の充実が図れるものと考えております。今後も、皆様のお力をおかりしながら、行政としても最大限の対応をとっていきたくと考えております。

こうした中で、委員の皆様方には、それぞれの立場でご意見等をいただき、よりよい小金井市の環境に関する政策の展開にご協力をいただけたらと思っております。

以上、簡単ではございますが、本市の環境政策の現状についての説

明を終わらせていただきます。

福士会長　それでは、事務局のほうから現状ということでお話をいただきましたけれども、何かご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

羽田野委員　羽田野です。今、状況をいろいろ説明いただいたんですが、1つ聞きたいのが、小金井市の環境行動指針がございますね。これ、平成19年3月ということなんですけど、もう10年以上たっているんですけど、見直しとかというのはないんでしょうか。そこを聞きたかったんですが。

眞柴係長　こちらのほうは、次の環境基本計画が平成33年度に改訂されるんですけれども、そちらに合わせて、こちらのほうも改訂する予定でございます。

羽田野委員　わかりました。

福士会長　よろしいですか。

羽田野委員　はい。

福士会長　ほかにいかがでしょうか。ございませんか。

それでは、なければ、次の議題に移りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

前回の議事録の確認ということで、また事務局からよろしくをお願いします。

眞柴係長　事前に郵送でお送りしてご確認していただいていると思うんですけれども、訂正等がございますでしょうか。

福士会長　ただ、今回、新しい委員の方がほとんどなので、前の審議会の議事録を渡されても、どういう雰囲気だったのかもちょっとよくわからないので、ここで意見を出すのは相当難しいのかなと思うんですけど。

眞柴係長　以前から継続して委員にご就任していただいている皆様から特に異議がなければ、訂正はなしという形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。前回の委員の方には、こちらにいらっしゃらない方には事前にご確認はとっておりまして、そちらのほうの修正はもう済んでいる形になっておりますので、特に問題がなければ、こちらで承認ということにいたしますが、よろしいでしょうか。

福士会長 よろしいでしょうか。前の審議会の委員からは既に……。

石田委員 特に我々からどうのこうのという話じゃないんですけど、決まったこととか、何か大きくポイントになるようなことで、特に今回、計画する上で、こういうことが決まりましたとか、こういう申し渡し事項がありましたとかいうようなことで、事務局のほうからお伝えいただくことがあれば、ぜひそれはこの場で教えていただければと思います。特にないですか。

福士会長 どうでしょうか。

眞柴係長 特に、今回はございません。

石田委員 わかりました。

福士会長 よろしいですか。

石田委員 はい。

福士会長 それでは、前回議事録は承認されたといたしますので、よろしくお願ひします。

羽田野委員 1ついいですか。議事録の中身、見てないんですけど、ちょっと確認したいことがございまして、これは全文記載なんですか。

眞柴係長 基本、全文記載です。

羽田野委員 私も、いろいろ幾つか審議会やっていると、全文記載のときもありますし、ポイントだけとかいうのがあったりするので、基本は、この会は全文記載ということですね。はい、わかりました。

福士会長 先ほどの打ち合わせでは、こういう議事録というのはホームページに載せて、市民の方が全て見られるようになっているというふうに伺いましたけど、よろしいでしょうか。

それでは、8の議題のところまで終わりましたので、9の報告事項ということで、今日は報告事項（1）から（5）までありますけれども、1つ1つ片づけていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、資料7の大気質調査について、事務局から報告をお願いいたします。

荻原主査 環境政策課の荻原です。私のほうから説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

それではまず、資料7、大気質調査についてです。この大気質調査

は、自動車排気ガスが主な原因である二酸化窒素濃度、それから浮遊粒子状物質について、年に1度測定しているものであります。

1 ページ目をごらんください。二酸化窒素につきましては、住宅地域31地点、交差点・沿道地域19地点の計50地点で測定を行っております。それから、浮遊粒子状物質につきましては、武蔵小金井駅前交番、新小金井交番の2地点で測定のほうを行っております。

調査地点一覧につきましては、次の2ページ目、それから調査地点図につきましては、その次のページの3ページ目をごらんください。

それではまず、二酸化窒素の測定結果からご報告いたします。5ページ目をごらんください。住宅地域31地点の測定結果の最大値が0.013ppm、最小値が0.009ppm、平均値が0.012ppmとなりました。交差点・沿道地域19地点の最大値が0.021ppm、最小値が0.013ppm、平均値が0.016ppmとなりまして、いずれの値も環境基準を下回っております。

今回のその50地点の等濃度分布図が7ページ目にあります。7ページ目を見ていただきますと、小金井の市域では西側のほうが濃度が高く、東側のほうが濃度が比較的低いというような結果が出ております。それを見ていただきますと、新小金井街道沿いで北大通りと交わる場所、それから東八道路と交わる場所が比較的高い地域となっております。

次の8ページ目に経年変化のグラフが出ていますけれども、ほぼ変わらずに安定した低い数字、環境基準値よりも低い数値で推移しております。

次に、浮遊粒子状物質の測定結果にまいります。10ページ目をごらんください。武蔵小金井駅前交番の3日間平均値が0.013ppmとなっておりまして、新小金井交番の3日間平均値が0.013ppmとなっております。これも、その表の下に環境基準値が書いてありますけれども、環境基準値を下回る結果となっております。

こちら、経年変化というか、期間の平均グラフとなっております、11ページになっておりますが、こちらのほうも、特に高い数値じゃなくて低い値で推移しております。

簡単ではありますが、大気質調査報告のほうを終わります。

福士会長            いかがでしょうか。今、データの報告をいただきましたけれども、いかがでしょうか。

                     はい、どうぞ。

小野委員            8ページのグラフを見ますと、標準基準というラインが入っていますね。すごくいいグラフかなと思って見させてもらっていますけれども、次の11ページのグラフにも、こういう形でつくれないかなと思うんですが。例えば、この重量メモリを今現在はコンマ100になっていますけども、このもう1つ上にコンマ010をつくって、コンマ01のラインをこの8ページのように引いてやると、同じように比較できるんじゃないかと思います。

福士会長            いかがですか。

荻原主査            次回までに検討させていただくということによろしいでしょうか。

小野委員            基準値が2段になっていまして、10ページの表の下に書いてあるように、加圧1時間値の最大値がコンマ20ppm以下であることというのが載っていますので、ここで一度、もう既に説明されていますので、グラフにはそこまで入れなくても済むんじゃないかと思うんですけど、その辺もひとつ検討してみてください。

荻原主査            はい。

福士会長            ちなみに、このグラフというのは、市民の方も、例えばホームページを通じて見れるようなシステムになっているわけですか。

荻原主査            今、ホームページのほうには掲載していないんですけども、情報公開コーナー、それから図書館本館、それから議会図書室には閲覧できるように設置してあります。

福士会長            それだったら、なおさらこの二酸化窒素と同じように基準値以下になっているということがわかるように、基準値のところもこのグラフの中に表示されるような記載の仕方をしていただいたほうがいいかなと思いますので、次回までに、それ、検討していただけるといってなんで、よろしく願いいたします。

                     ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。小柳委員、どうぞ。

小柳委員            調査時期に関してなんですけれども、専門じゃないのでちょっとわからないんですけど、季節的な変化だったりとか、2月のみで実施されることが妥当と、どう判断されているのか。

荻原主査 一応、夏場よりも冬場のほうが大気の移動が少ない、要するに滞留しやすいというところで、こういう大気の濃度が高く出る傾向にあるところなので、その時期で冬場に測定しております。なので、夏場とかやっていないので、正直、比較はできないんですが、夏場のほうが大気の移動が大きいために、これよりも数字が低いんじゃないかというところで冬場に測定しております。

福士会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

小野委員 もう1ついいですか。

福士会長 ごめんなさい、羽田野委員から。

羽田野委員 すいません、図5の平成5年度から29年度の平均値と、図2の29年度の測定値を見ますと、形は似ているんですけど、値が下がっていますよね、平成29年度の測定値のほうが。これは何かあるんですか。何かをやったから下がってきた。あと、グラフを見ても緩やかに下がっているような感じだと思うんです。具体的に何かがあって全体的に下がったのか、それとも自動車の排出量が、ハイブリッド車が増えたからとか、そういう分析とかされているんでしょうか。

荻原主査 特段分析というわけではないんですけども、基本的には今、自動車から排出されるガスについては規制が厳しくなっているんで、そういうところで濃度が下がってきているというのも考えられますし、あとはVOCの排出抑制なんかも、東京都でもそういうキャンペーンをやっていたりとかして、極力大気中にそういう有害物質を放出しないというところで、厳しく規制しているんで、徐々にではありますけれども、緩やかに下がってきているというところだと思います。

羽田野委員 わかりました。

福士会長 もう1人、はい。

小野委員 12ページの調査期間の日中の気象条件というのがあるんですけども、この調査は、小金井市内が主体になっていますよね。ところが、気象条件の中で、東京観測所とか府中観測所のデータを引用していますと、どうも新小金井以外のところだと、1つのところにひっかかるんですね。これを見てもみますと、天候というのは、特に書いていますように、上から3行目に、期間中の天候は、2月20日は晴天になって、22日はみぞれが降ったと。ここで区切られていますけれども、

これが調査員でも確認されていると思うんです。だから、わざわざ、これは気象庁アメダスの東京観測所のデータとしなくともいいんじゃないかと思うんです。

それから、降水確率は小金井市というか、ここにうたっているのは、市内の常時監視観測所、ここでデータをお持ちでないようでしたら、これは参考資料というような形にすればいいんじゃないかと思うんです。

表の中のその次の平均気温というのは、※の項になっていますから、ここの文章の中の、この期間の府中における平均気温というのは、これはいらぬんじゃないですか。省いていいんじゃないですか。これは、市内の常時観測局のデータですよ。そうすると、気象庁アメダス東京観測点と気象庁アメダス府中観測点というのは、これは2つ消すことができる。そうすれば、市内の常時監視観測局1点だけと、こういう条件になってくると、小金井市の市内の流出調査に対する気象条件というのが、小金井の条件というのがそろぬんじゃないかというような気がするんですけども、そこまでやる必要はないんでしょうね。

荻原主査 要するに、府中だとか千代田区だとかのデータは、小金井もやっているんでいらぬんじゃないかと思うと。

その辺もなくっていいものなのかどうか、次回までに検討させていただくということによろしいでしょうか。

福士会長 よろしいですか。

小野委員 わかりました。

福士会長 ほかにございますか。

それじゃ、若干宿題残りしましたが、また次回までに検討していただければと思います。

それでは、報告9の(1)が終わりましたので、(2)です。資料8を用いまして、ダイオキシン類調査についてということで、また事務局からお願いいたします。

荻原主査 それでは引き続き、荻原のほうから説明させていただきます。

資料8の8をごらんください。これも、環境基準が定められているダイオキシン類について、こちらのほうは夏季と冬季、年に2回、2

カ所で測定しております。測定地点につきましては、2ページをごらんください。小金井市の保健センターというところと、東センターというところで、2カ所で測定しております。

調査結果につきましては、5ページ目をごらんください。表1をごらんください。そこに環境基準が $0.6 \text{ pg-T E Q} / \text{m}^3$ となっておりますけれども、小金井市東センターの夏場、夏季の測定結果は $0.014$ 、冬季が $0.014$ 、小金井市保健センターでの夏季の測定結果は $0.012$ 、冬季が $0.020$ となっております。それぞれ夏季の平均値が $0.013$ 、冬季の平均値が $0.017$ で、年間の平均値が $0.015 \text{ pg-T E Q} / \text{m}^3$ となっております。いずれも、環境基準に比べて低い値となっております。

それから、経年変化が12ページのほうをごらんください。こちらでも、環境基準に比べて低い値がずっと続いているんですけども、年々、徐々にではありますけれども、低くなってきてまして、平成14年度は、環境基準の約9分の1の濃度であったものが徐々に下降していきまして、平成29年度は、環境基準の約40分の1まで下がってきております。

こちらも、簡単ではありますが、報告のほうを終わります。

福士会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

小野委員

1ついいですか。

福士会長

はい、どうぞ。

小野委員

小野です。二重測定というのがありますけども、これは、健康保健センターだけが二重測定されたんですね。

荻原主査

はい。

小野委員

なぜここだけなんでしょうか。

荻原主査

二重測定というのは、要するに、測定器1つだと、それがほんとうに故障していないのか、正しい値を示しているかどうかというのが、故障していてもわからないので、そこに2台同じものを置いて、それでそんなに誤差がないよねというところで、機器が故障していないかどうか、正常にはかかれているかどうかというのを担保するために測定しているものなので、機械は全部同じものを置いているんですけども、そういう意味で二重測定というものを行っております。

小野委員            ということは、調査基準にうたわれているということじゃないんですね。二重調査しなさいというようなことは。

荻原主査            そうですね。これはあくまでも機械が正常に動いているかどうかというものを担保するものになります。

小野委員            わかりました。

福士会長            東センターのほうでは二重測定が行われていないというのは、機器がそれだけ台数がないからということですか。

荻原主査            もちろん、同じ市内ですから、東センターにしても保健センターにしても、そんなに数値的には差がないと思うんですけど、これがあまりにも数値の差が大き過ぎちゃうと、どっちかが故障しているんじゃないかなということにはなると思うんですけども、大体同じような数値、それから二重測定しているのも同じような数値を示しているということで、機械の故障は考えられないんじゃないかなということ。

福士会長            これ、保健センターのほうで、ずっと過去何年もの間二重測定をやり続けてきたということではあるの。

荻原主査            そうです。ずっと毎年保健センターのほうで二重測定をやっています。

小野委員            もう1つよろしいですか。

福士会長            はい、どうぞ。

小野委員            資料1の表の説明で、測定結果1というのと測定結果2というのがあるんですが、これ、どっちの数値が測定1で、どっちが2なのか教えていただきたいんです。

荻原主査            すみません、何ページになりますか。

小野委員            ページなしの、資料1の最後の資料。資料1というのがありますね。二重測定の評価詳細の一番下の表の備考欄に。

福士会長            備考の2のことですね。括弧の中というか、測定結果、マイナス部分と書いてあるところの。

小野委員            これが、どちらが1でどちらが2か教えていただければと。

荻原主査            資料1のほうは夏季に行ったほうです。資料2が冬季に行った。

小野委員            資料1が西のほうですか。

荻原主査            資料1が保健センターの夏季、夏場の測定結果の二重測定。

福士会長            今おっしゃっているのは、測定1、測定2というのは、夏季に行っ

たのが測定1で、冬季に行ったのが測定2という意味ですか。

荻原主査 資料2のほうが冬季の二重測定の。

小野委員 そういうことじゃないんじゃないですか。

池上副会長 池上ですけれども、おそらく、実測結果の東が1で、二重測定のほうが2なんじゃないかなと思うんですけど。

荻原主査 そうですね、すみません。この①の東センターが1で、②の保健センターのほうが2という。

小野委員 そういうことですね。

荻原主査 はい、すみません、そういうことです。

小野委員 ごめんなさい。この先の写真に、できましたら、どちらが東でどちらが西か、明文化なりかちょっと表示するとわかりやすいんじゃないですか。機械が2つあって、どっちが西でどっちが東側なのか。

荻原主査 はい、わかりました。これだと、方向によって西か東かわからない、2台並んでいる、どっちが1、どっちが2かわからない。

小野委員 表の1の数値が、これだと右なのか左の機械の数値なのかがわからないですね。

荻原主査 はい。

小野委員 そうすると、わかるんじゃないかと。

荻原主査 わかりました。そこの表記につきましても、次回、もう少しわかるように。

小野委員 暇に飽かして、ここの備考欄の測定1マイナスって、ここに式が出ていますので、それをやってみたんですけど、どこの数値を入れたらいいのかわからなくなっちゃって。

荻原主査 すみません。どっちが1でどっちが2かというのをわかるように、次回、したいと思いますので。

小野委員 申しわけない、時間とらせまして。

荻原主査 いえいえ、すみません、ありがとうございます。

小野委員 どうもありがとうございました。

鴨下委員 鴨下です。このダイオキシンの測定調査地点がこの2地点で、グラフを見ても変わらないですよ。ほとんどん変化がないというか。それをずっとまた続けるのがいいことなのか、ここはここでやったとして、測定する場所を増やすとか変更するとか、何かしていかないと、

この2つが正しいからといってほかの場所が危険度が少ないとも限らないし、場所を増やすとか変えるとか、そういうことというのはどうなんでしょうか。

先ほどの大気質でしたっけ、この場合は、確かにその前のときの資料だとかなりぶれていたりするんですよ。新小金井の交番とかがかなり変わっていたので、あんまり幅があるようなところは同じ場所でまた何年かやったほうがいいと思いますけど、これだけ十何年変わらないところで、また毎年やるのがいいのかどうかが、ちょっとよくわからないんですけど。

福士会長            どうなんでしょう。

荻原主査            1つは、こういう調査ものというのは、同じ地点でずっと長い間はかって、その経年変化を追っていくということがやっぱり大事だと思っているので、数値がずっと変わらないというご指摘はおっしゃるとおりだと思うんですけども、何かあったときに、それが変わったりしたときに、何かあるぞ、調査しなきゃいけないなというものの目安になるものなので、今のところ、このままずっと変える予定は特にございません。

鴨下委員            先ほど二重測定とかしているじゃないですか。機械が云々というけど、機械は多分大丈夫だと思いますので、こういうときに、スポットで違うところもやってみるとか、そうしないと、小金井の全体の、例えば公園のほうはどうなのかな、野川のほうはどうなのかなと思うんですけども、この地点は正常だから、小金井は全部正常だということでのいいのかなとか。個人的には、ほかも知りたいということなんですけど。

荻原主査            一応、それで調査ポイントにつきましては、市内で東西方向、それから線路を挟んで南北方向というところで、あとは測定する場所があるかどうかというところで選定させていただいたというところはあるんですけども。

石田委員            石田ですけど、継続性は、おっしゃるとおり私も大事だと思うんですけど、ちょっと変わったときにも、継続的なデータがないと評価できないから必要だと思うので、増やしたらどうかみたいな問題に関しては、やはりダイオキシンで何か問題になっているとか疑われるようなところ

が具体的にあれば、それは広げるとかいうのが必要だと思うんですけど、ここのところ、私の知っている範囲だけだからちょっと狭いと思うんですけども、ダイオキシンであんまり問題になるようなことが出てきていないので、じゃ、どことどこを調べなきゃいけないかということ提案してもらって、こういうところは調べられたらまずいんでしょうであればそれを調べるべきことだと思うんですけど、やみくもに数を増やしても、逆にいうと仕方ないんじゃないかなという気がしますけど、時代から見て。

これは何か起こっちゃ絶対いけなくて、言うならほぼゼロを維持していることを確認することが、まずは第一義であって、都のほうでも、数を増やせという話が出てくればまた話は別だと思うんですけども、何も無いことを確認することが何よりも絶対的に大事なのかなと思って、私はこの表はいつも見ているんですけども。

福士会長

経年比較ができないように地点を変えてしまうということになると、やはり問題があるとは思うんですけども、結局、機械が3台あるわけですね。そのうちの2台については機械の誤差が出ないように、これですと30%以内の範囲内におさまっていればいいというお話で、それを確認するために1カ所に二重測定をしているということのようですけども、鴨下委員のおっしゃっているように、そのことをわかった上で、例えば二重測定はしないでどこか1台別のところに、たまたま試しにやってみるとかというようなことは考えられないわけじゃないんじゃないかなというふうに、ちょっと話を聞いていて思うんですけども、そういうのは難しいんでしょうか。

結局、こういう測定会社をお願いをしてやっていただいとということだと思し、おそらく行政のほうとしても予算が伴っていることなので、1カ所増やすことによって、ちょっと予算措置を上回ってしまうんだというようなことになるかも、おそらく背景としてあるのかもしれないんですけど、可能性として追及していただくということにはできないんでしょうか。

ここで即答していただく必要はないんですけども、せつかくこの審議会の中で、そういう委員の先生から、ある種の検討していただきたいという要望みたいなのも出されているので、もし事務局のほうで

引きとっていただいて、検討した結果なんかを次回のところでちょっとお伝え願えればと思うんですけれども。

荻原主査 検討させていただくということで。ただ、今、福士先生おっしゃったように、調査地点を増やすということは、やはり予算が増えるということで予算を伴いますので、なかなか増やすということは難しいということをご理解いただければと。

福士会長 そうですか。率直に調査地点を増やすと、少しお金のほうで問題が生じるんだそうです。

石田委員 何か理由があれば増やさなきゃいけない。ただ議会に増やしてくれというだけではすごく難しいかなと思うんですけれども、だから、さっきも申しましたように、何か事件があったとかだと大変だというのは説得力があるんですけど、何も起こっていない、こんなに平和なのに、何で、どこか危ないところがあるのかということは一応問われるから、逆に、その回答があれば説明できると思うんですけど。

荻原主査 放射能測定の時もそうだったんですけども、やはりどこかで事故があった、その影響があるんじゃないかということであれば、じゃ、測定しよう、測定地点を増やそうとか、そういうことにはつながっていかとは思うんですけれども、今、この何もない状況下で、この2カ所の数値的にも低い値でおさまっているという中で、なかなかこれ以上調査地点を増やして測定していくというのは、現実的にはちょっと難しいところでご理解いただければと思います。

福士会長 いかがですか。鴨下委員のほうから、先ほどの提案。

鴨下委員 おっしゃるとおりだと思いますので。ただ、東センターとか保線センターとか無難なところしかやっていないのかなとか単純に思ったので。さっきは交番だし、今度は何とかセンターだし、うーん、わかりました。

羽田野委員 すいません、羽田野ですけど、二枚橋がなくなったのは何年でしたでしょうか。

柿崎部長 19年。

羽田野委員 そうすると、ここですと、もう全然その19年の影響というのは受けているんですか、ダイオキシン。

柿崎部長 当時、ダイオキシンの全国での問題が起こった時も、二枚橋自体、

あそこで焼却施設で焼却していたときも、基幹整備をやって、ダイオキシンをちゃんと除く整備をしているので、今回の報告書に載っている時点では、多分、もう既にダイオキシン類の基幹整備は終わっているはずなので、現状としては、19年におさまっているの、その後のデータとかも見ていただいてもわかると思うんですが、そんなに急激に減るようなところもないし、異常に高い数字を19年度までが示しているというわけでもございませんので、例えばどこかで大量に野焼きか何かをしていて、そこから出てきたものがあったと、先ほど石田委員も言われましたけど、そういう疑いがあるような場所があるとか、そういうことであれば、むしろそういうところはちょっと調べたほうがいいのかなどは思いますけど、東センターについては、比較的二枚橋の焼却施設というのは、がけ？の下にありましたので、煙突の高さからいくと、周辺の方々が言うには、ちょうどがけ？の上のところに辺に煙突の出口があった、という言い方をされる方もいらっしゃったので、無難な場所だから東センターを選んだかどうかというのはちょっと微妙です。

ただ、実際問題、ダイオキシンの問題が結構日本中でいろいろ言われたときには、当然ながら、日本にある全ての焼却施設は、そういう基幹整備みたいなものをしてダイオキシンを除去するようにちゃんと処置をしていますので、それ以降というのは、あのときの値が高かったかどうかというのは、ちょっと私のほうではわかりませんが、今現状では、ただ、そういうのがあったのかなとは推察はできるかと思えます。

羽田野委員 この14年度に、その前というのはいないんですか。とっていない。

荻原主査 所沢でダイオキシンが問題になったのは平成13年ぐらいですよ。それで多分調査を始めたのかなと。私も、まだそのころはここに勤めていないのであれですけども。

柿崎部長 あの当時の大臣だったか、所沢の野菜を食べて、問題ないよというのをテレビでアピールしたことが結構やっていた時期かなと思うんですけど。

羽田野委員 わかりました。

柿崎部長 私、たしか平成13年ぐらいにごみ対策課におりましたので、何と

なくうろ覚えでは覚えていますけど。

福士会長

石田委員、どうぞ。

石田委員

これは、ここに書けという話では全くないんですけれども、近郊の、例えば隣の市とか、いくつかの市で、そういう過去のデータみたいなのは、事務局としてはお持ちになるんですか。それがあれば、ある程度比較して、どこの市でも低いということであれば、現状のやり方で全然問題がないと思うんですけど、小金井だけ特に低いとか、あるいは周りと同じとか、そういうデータをちゃんと持っていれば、もう少し適正さは、どのくらい適正であるかということもまた参考になるんじゃないかなと思うので、もし手に入るのなら、持ってもらえたらと思いますけれども。

荻原主査

特に、市として近隣の市からそういうデータを集めているということはないんですけれども、東京都の常時監視の測定局、50地点ぐらい都内にありますけれども、そこではかっているデータ一覧という本が毎年東京都のほうから送られてくるので、そこには測定局のデータが全部載っています。

それと比較しましても、特段小金井市が高いとか低いとか、そういうことはないというところで、ほかの市でも、測定局でそういう異常というか、高いとか低い値が出ているところは今のところないというところは確認しております。

石田委員

わかりました。安心しました。

福士会長

じゃ、ちょっと時間もあれなので、原田委員、どうぞ。

原田委員

一言だけ。原田です。今のお話のデータというのは、10ページに載っているものを指すんでしょうか。東京都環境局の他市の調査数字が載っているようです。

荻原主査

そうですね。常時監視測定局で測定しているのはダイオキシンだけじゃないので、ほかのものについても1冊の本になって1年間の測定結果というのが送られてきますので、これはダイオキシン類だけを抜いているものなんですけれども。

原田委員

そうすると、ここに載っている数字と比較すれば、小金井がいいか悪いかわかるということですか。

荻原主査

そうですね。

池上副会長 池上ですけれども、この中に小金井市本町局というのがあると思うんですが、ここに東京都が観測されているのであれば、小金井市はもっと特徴的なところといたしますか、先ほどから議論されていますけれども、新たに事業者が操業を開始した焼却炉があるとか、そういったところをピンポイントで調査したほうが、果たしてずっと同じ場所で基準よりもかなり低い値でいるという状況を毎年計測して公開しないと市民は安心を得られないかという、そうではないような気もするんですが。周りに、新たに事業者が増えていないようなところで毎年観測していても、そんなに変わらないのはそうなんじゃないかなという感じがして。

柿崎部長 焼却施設自体は、新しいものができたというのであれば、一番近いところだと三鷹のもの、三鷹と調布がつくった衛生組合、平成27年ぐらいにできていますけど、そこからもだいぶ離れているので、別だと思えます。

池上副会長 それ以降で小さな事業者が小さな焼却を持っていたり。

柿崎部長 焼却炉自体、基本的には持てないんですよ、現状。ですから、昔、例えば我々が小学校のときとか中学校のとき、それこそ先ほどお話ししていた平成13年以前ですと、小中学校に焼却炉というのがありました。やっぱりダイオキシンの問題があったので、そういう焼却炉については全部廃棄させていただいています。

廃棄するときも、基本的には密封状態で全部外に何も漏れないような形でやりなさいということになっています。ですから、基本的に焼却炉を持っている事業所が新たに増えたということはまずないのかなと思っていますし、むしろ小型の、今言われたような焼却炉というのは、基本的には使えなくなっています。

池上副会長 そうすると、新たに事業者が増えていないのであれば、そんなに調べなくても、お金がかかるのであれば、もっとほかに回してもいいんじゃないかという感じがしますが。特に、東京都環境局で小金井市に観測結果が毎年得られるのであれば。

平野課長 実際、そういったご意見はあると思います。例えば、先ほど申し上げましたが、放射能測定なども、東日本大震災の直後は広げてやりましたが、東京都も含めて実際数値が下がっている、その後新たな

原因も発生していないとなると、やはりどうしても減らしていくというのが考え方としてはあると思います。ただ、小金井市としましては、この2地点については、過去からの経過もありますので、継続的に計測をさせていただいていると。しかも、狂いがないようにということと二重にやらせていただいているというのが、現状でございます。

継続性と、さらにはこの2地点をやることによって、ここでの計測が推測になりますけれども、ある程度の広域をカバーして、同じような数値であろうという判断が統計的にとれて、さらには東京都の数値もあるという考え方ですので、基本的には継続していくことが大事でありつつも、先ほどおっしゃられたような意見で、もうほんとうに新たな原因が発生しないのであれば、ゆくゆくは縮小ということも検討しながら考えていくということになると思います。

福士会長

大体皆様のご意見を伺っていると、測定結果が基準値を相当下回っているし、また全体としては下回る傾向にあると。東京都でも同じようなことをやっていて、それとの見合いで考えてみると、小金井市の現状のままの測定を、今後、継続性ということを担保するためにも、現状でいいんじゃないだろうかというのが大体のご意見かなというふうなうかがいますので、そういうところでまとめてもいいんじゃないのかなというふうに、会長の立場からも無理にということではないんですけれども、それでいいんじゃないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

小柳委員

1点だけお伺いしたいんですけど、農家さんで野焼きとかされている方は全くいらっしゃらない……。

鈴木委員

鈴木です。今、その話が出たので、言うのもどうかなと思っていたのですが、野焼きをしている方は、いないとは言えないと思うんですが、その野焼きで何を燃やすかが問題だと思うんです。放射能問題があったときに、腐葉土をよそから持ってきてはいけないということで、今でも、多分、腐葉土はよそから持ってきたものを農家で使えないんです。自分の敷地内から発生した腐葉土であれば使えるけれども、よそから持ってきたものに関しては、放射能の値の結果がきちっと得られていない、疑問が残っているので使うなというのを達しが出て、今でも多分使わないと思います。

そういうふうにと考えると、ダイオキシンについてはどうなのかなと、今、ちょっと自分が農家なものですから、野焼き、難しいと思います。

小柳委員

学芸大の農園でも、薪を燃やしたりしてやっているの。

鈴木委員

薪を燃やす、温度が高く燃やせばいいけれども、低いといけなから。それから、ちょっとしたビニールなんかもさっと入れてしまったりとか、例えば植木屋さんだとか、そういうところだと、年度末になると、ちょっとガソリンかけて燃やしちゃったというのも、昔はあると思うんです。今はどうかなというのがよくわからないので、ダイオキシンの結果を見ながら、だんだん少なくなってきたのかなとは思いますが、農家の立場としてちょっと疑問で、問いかけられませんでした、すいません。

福士会長

じゃ、申しわけないんですけど、時間もありますので、この件についてはここで一旦終えて、次の報告課題のほうに移らせていただきたいと思います。

9の(3)ですね。自動車騒音常時監視調査結果について、事務局からよろしく願いいたします。

荻原主査

それでは、引き続き荻原が説明させていただきます。

資料9をごらんください。この自動車騒音常時監視というのは、平成24年度に東京都のほうから事務移管で市のほうに下りてきた調査業務であります。昨年度で6年目を迎えました。これは、国のほうで示されているセンサス区間において測定していくものなんですけれども、その市内にはセンサス区間で区切られている路線が10区間ありますので、その10区間を5年で測定しなさいというのが定められていますので、年に2地点ずつ、5年かけて全部で10地点測定を行うというふうに今しております。

この常時監視測定の地点なんですけれども、3ページをごらんください。29年度につきましては、杉並あきる野線、それから府中清瀬線、この2地点で測定をしております。そこに赤い地点1、地点2とありますけれども、そこで測定を行っていますが、その数値を用いて、青い矢印が引いてあります、その部分を面的にコンピュータにデータを入れて推計して、その沿道の騒音を測定するというものです。

その地点での騒音結果につきましては、11ページをごらんください

い。そこに表4.2というのがありますけれども、杉並あきる野線の騒音の測定結果は、環境基準、それから要請限度とも適合していたということになっていきますけれども、府中清瀬線につきましては、昼夜間とも環境基準値はオーバーしていましたが、要請限度のほうは適合していたという結果に出ています。

この数値をコンピュータに入れて解析いたしますとどういうものが出てくるかというのが、後ろのほうになるんですけれども、一番後ろに現場写真があるんですが、その前ですね。騒音暴露状況の住居等別の一括表示というのがあります。その道路沿道の各住居のところに色がついたものがあるかと思うんですけれども、こういう感じで評価されて出てきます。このはかっている幅、道路間から50メートルの範囲を推計で出しております。そのうち、2車線までの道路につきましては、道路端から15メートルの範囲を近傍地域といいまして、ちょっとブルーの濃いところが道路端から15メートルのところになります。その外側が、薄いところが15メートルから50メートルまでの範囲になります。

その出てきたものをまとめた結果のほうは、21ページをごらんください。21ページ目の表6.1です。その2路線の道路端からの50メートルのところにある全戸数が2,114戸ありまして、その下に近接空間、これが今回小金井街道、五日市街道、どちらも2車線なので、道路端から15メートルまでのところが近接空間となっていて、その非近接空間というのがその外側になります。それぞれのそこでの環境基準の達成状況なんですけれども、昼夜とも基準値以下だったところが、全戸数が2,332戸ですね、そのうちの2,114戸が基準を達成していて90.7%、近接空間においては81.3%、非近接空間におきましては96.3%が基準値を達成していたというものになっております。

これの5年前ですね、ちょうど始めた一番最初の年、平成24年度、同じ地点で測定しているんですけれども、その5年前と比べたものが、その6.1の下のところを書いてありまして、そのときは、全戸数2,436戸のうち昼夜ともに基準値以下だったところが2,279戸ありまして、割合が93.6%、達成状況があったんですけれども、5

年前と比べますと、若干達成率が下がっているというような結果が出ております。

あと、またいろいろ資料はあるんですけども、その辺はまた時間のあるときにごらんいただければと思いますが、なかなか読み込むのは大変かと思うんですけども、昨年度の調査結果につきましては、簡単ではございますが、以上で報告を終わらせていただきます。

福士会長       ありがとうございます。それでは、ご質問やご意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

池上副会長     池上です。1つ教えてほしいんですけども、騒音の環境基準で等価騒音レベルというところで比較していると思うんですけど、最大値とかというのは何か基準というのはいないのでしょうか。騒音のデシベルの上限という、最大値だけ見ると、結構高い点が見られるんですけど。

荻原主査       最大値というのは、もちろん単発的な音での最大値になってしまうので、例えばオートバイがブーンと通ったりとか、救急車がピーポーピーポーと測定しているマイクのそばを通れば大きい値が出るわけで、それが最大値として残っているかと思うんですけども。

池上副会長     最大値の基準というのはまだ設けられていないんですたっけ。

荻原主査       これを超えちゃいけないよというような基準ですか。環境基準というのは、単発の音だけをとるんじゃなくて、時間で平均でならしたものになりますので、一瞬だけ通って、それが環境基準を超えているからだめだよということになってしまうと、そういう緊急車両であったりとかオートバイとか、そういうのも通行してはだめだよという話になってしまいますので、評価するに当たっては、時間平均をとるということになっていますので。

池上副会長     救急車とかオートバイを含めて、それでもやっぱり上限って、国の基準としてあるのかないのかというところだけなんですけど。

荻原主査       それは特にはないです。

池上副会長     すいません、もう1つ。池上です。今回、府中清瀬線というところで少し環境基準を超えるところがある、何か対策とかする予定とかあるのでしょうか。それとも、環境基準は超えているけど、この要請限度は超えていないから特に問題ないということなんでしょうか。

荻原主査　　これは、そこの1地点では環境基準を超えてしまっているんですが、いろんな測定しているその条件がありますので、これを面的に評価した上で、その路線が全部環境基準を超えているというようなことであれば、当然何かしらの対策を講じていかなければいけないと思うんですけども、ここで測定した結果を面的に評価したもので達成率を出しているんですけども、その割合が、今回でいうと97.3%ですか、ということで、ほぼほぼ環境基準値以下でおさまっているところなので、特段この1地点をもって超えているので、ごめんなさい、90.7%というところで達成できているので、この1地点の数字を超えているというのだけをもって何か対策をとるところまでは、ちょっと考えていないです。

福士会長　　対策といっても、この21ページの平成24年度と29年度を比較されていますけれども、93.6%だったものが90.7%というふうに、若干状況は悪くなっているわけですね。だから、悪くなっていることに伴って分析をして、どういう状況でこういうふうな数値が下がっているのかということは考えておかなければいけないと思うんですけども。

荻原主査　　一応、これ、国のほうへデータというのは報告するんですけども、それで国のほうで最終的に評価、判断して、改善していくところはしなさいというようなどころだと思いますので。

福士会長　　おっしゃっているのは、要するに、今まで東京都がやっていたものを5年前からそれぞれの自治体に任されて調査をお願いされているということなんですけれども、それに対する対策というのは東京都がやるべき性格のものだということをおっしゃっているんですか。

荻原主査　　そうですね。というのも、この後、また別で要請限度の報告があるんですが、測定している道路が全部都道なんです。そうしますと、道路改善を要請していくというのは、道路管理者である東京都のほうになりますので。この後に説明するんですけども、それをもって、要請限度というものを超えているようであると、道路管理者に道路を改善するようにという要請するというものになっていますので。

福士会長　　そういうことなんです。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の報告も相当関連しているようですので、次のところの報告議題に移らせていただきます。じゃ、よろしくお願ひいたします。

荻原主査

引き続き荻原が説明させていただきます。

次は、自動車騒音の要請限度に係る自動車交通騒音・振動調査というところで、資料10をごらんください。

こちらは、市内の主要幹線道路の良好な道路環境を維持することを目的に、市内にある5本の都道につきまして騒音と振動を測定しております。

調査地点につきましては3ページをごらんください。その5本の都道のうち、代表的な地点を選んで、そこで測定しています。その代表的な地点というのは、交差点から離れているとか、極力カーブをしていない直線のところだとか、要するにスピードが一番出やすいようなところですね、そういうところを選んで測定しております。

そこでの測定結果、まず騒音のほうからいきますけれども、騒音の調査結果は14ページをごらんください。

こちらは、表4.1になりますけれども、5本の都道を全て、昼夜間とも環境基準値、それから要請限度とも満たしていました。先ほどの出てきました環境基準というのは、もちろん日中の生活をする上でその基準を超えないことが望ましいと言われている値なんですけれども、要請限度というのは、要するに先ほどもちょっと説明しましたけれども、その数値を超えると、道路管理者に何か対策を講じるように、修繕等を含めて改善するようというのを要請することができる限度となっております。今回の測定につきましては、その要請限度のほうも全て満たしておりましたので、特段、東京都のほうに要請するようなところはございませんでした。

それから、振動の測定結果になりますけれども、それは21ページをごらんください。振動のほうは、騒音と違ひまして、環境基準というのがございません。要請限度だけが定められていますけれども、こちら5本の都道全てにおいて昼夜間とも要請限度を超えている地点はありませんでした。

こちら細かい資料がいっぱい載っていますのでわかりにくいかと

思うんですが、お時間のあるときに見ていただければと思いますので、簡単ではありますが、報告のほうを終わらせていただきます。

福士会長　それじゃ、ご質問等がございましたら、いかがでしょうか。ございませんか。小柳委員、どうぞ。

小柳委員　ちょっと確認させていただきたいんですけど、同じような調査を2つ別々にまとめられているのはなぜなのでしょう。

荻原主査　これは、今、最後に説明した要請限度のほうは、もともと市のほうでずっと行っていた市内の主要幹線道路、5本都道がありますので、その5本の都道をずっと測定してきたもので、これは市が行って、もちろん都道なので道路管理者である東京都のほうに毎年報告しているものです。

それと、その1つ前に説明したこちらの常時監視のほうは、これも最初に説明したんですけども、本来、国がやる調査、それを東京都がずっとやってきたんですけども、その東京都から事務移管がありまして、各区市のほうに落っこちてきた事業でして、こちらのほうは国のほうへ報告しているものでございます。

小柳委員　予算も違う。

荻原主査　そうですね。予算の出所は違います。一財のものと交付金でやっているものと分かれていますので。

鈴木委員　すいません。

福士会長　はい、どうぞ。

鈴木委員　要請限度基準に満たないとか、それから環境基準にも満たないからって、それはいいとして、例えば個人的にいうと、要請限度のほうで、24の2の9付近って、私の家に近いです。個人的に言うと、すごくうるさくて眠れなくなるとか、眠れないとか、それからテレビの音が聞こえないとか、そういうのを個人的に感じることはあるんですけども、そういうのは小金井市から苦情として市のほうに来るといっているのはいませんか。

荻原主査　あまり基本的に、もちろん騒音振動の苦情というのは来ますけども、交通騒音とか交通振動とかの苦情というのは、そんなに数自体はないです。また、あったときは、もちろんうちのほうに入ってくる場合と、やっぱり道路に関することだったりするので、道路管理課のほうには

そういうのが入ってくるかと思えますけれども。

鈴木委員　　こうして資料をつくっているじゃないですか。それに対して、苦情が来たときに苦情処理をすとか、それからどういう苦情が来たとか、そういうような処理というのは、ここではしていない。

荻原主査　　そうですね。これはあくまでも代表的な地点で測定した結果なので、この結果をもって個別の対応ができるかというのと、また違うので、それぞれお家のある位置が違ったりとか。

鈴木委員　　例えばこれを、毎年毎年、調査しますよね。その結果はどういうところにいきますか。

荻原主査　　一応、参考資料として道路管理課のほうにはお渡ししていますので、そこでどういう使いかわからないですけども、参考に、道路行政ですね……。

鈴木委員　　特別に具体的にこういうふうにしたとか、それからこういうふうになるだろうというのは、ここの場で話し合うわけではないという感じなんですか。

荻原主査　　そうですね。苦情が来たときには、それぞれ状況が違うので個々別の対応になりますので、そもそも、あくまでも測定しているのが都道なので、もちろん苦情の第一報は市で受けるんですけども、何かあったときには東京都のほうへ報告して、東京都のほうで対応していただくというようなこともございますので。もちろん、それが小金井市の市道であれば道路管理課のほうにこちらのほうから連絡して、どういう状況なのか確認してもらって、例えばもう道路が痛んででこぼこであったりすれば、そこは修繕してもらうように働きかけたりというようなことはあります。

福士会長　　ほかにいかがでしょうか。

なければ、この件は了承させていただいたということにさせていただきます。

それでは、報告事項でもう1件ございます。小金井市環境賞。

藤原主事　　それでは、環境政策課の藤原です。着座にて説明させていただきます。

市では、市民及び事業者が率先して環境への負荷の軽減、その他の環境の保全等に資する活動を行っている個人、事業者を対象に、第1

6回小金井市環境賞を6月1日から募集いたします。

市報6月1日号やホームページにも掲載する予定です。委員の方たちの周りで環境保全活動に功績のあった個人、または団体、事業者がいましたら、ご推薦のほうをよろしく願いいたします。

以上になります。

福士会長 今、紹介していただいたお話というのは、応募がありますよということですが、審議会としては、その件についてはどういうふうな方法の取り扱いになるんですか。ちょっとだけ教えていただきたいんですけど。

荻原主査 もし市内にそういう環境に関する活動をなさっていて、これは環境賞をもらうのに値するなという個人の方とか団体の方とか事業者でお知り合いのところがありましたらご推薦していただければなという。

福士会長 その限りなんですね。その選定に審議会がかかるとかということでは全然ないということですね。

荻原主査 はい。

福士会長 選定されたら、その結果については、こういうところでまた報告はいただけるわけですね。

荻原主査 はい。

福士会長 そうですか。じゃ、今の、そういう意味でいうと、お知らせということに限定されるのかなというふうに思いますので、もしお近づきのところで環境について関心があって、こういう賞に値するような方、あるいは団体がいらっしゃいましたら、ぜひお知らせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、予定していました議題及び報告事項は全て終わりましたので、最後に、次回のこの審議会の日程についてお諮りしたいと思います。事務局から何か、この点についてございますでしょうか。

眞柴係長 環境係長です。次回の日程なんですけれども、10月上旬から中旬ごろに環境審議会の開催を想定しております。後日、会長、副会長と日程調整の上、改めて事務局より皆様に日程のほうをお知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

福士会長 よろしいでしょうか。まだこれから日程調整をするということですか

けれども、10月の上旬から中旬にかけて予定しているということで、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにご意見等がなければ、今日の議事は全て終了したということで閉めたいと思いますので、今後ともよろしく願いします。ほんとうに第1回目で不慣れで、ちょっと私自身は、これでよかったのかなと内心思っているんですけど、また2回目、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

—— 了 ——